

文教委員会資料②

2 所管事務の調査（報告）

（こども未来局）

(1) 平成29年度川崎市地域子ども・子育て活動支援助成モデル事業（案）について

資料 平成29年度川崎市地域子ども・子育て活動支援助成モデル事業（案）について

参考資料 川崎市地域子ども・子育て活動支援助成モデル事業中間報告書

こども未来局

（平成29年2月8日）

本事業の目的

「川崎市子ども・若者ビジョン」に掲げる基本的な方向性の具現化に向け、その一助を担う団体を育成・支援するとともに、新規団体の参画を促進することを目的とする。

- | | |
|----------------------------|---|
| 子ども・若者
ビジョンの基本
的な方向性 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 地域社会全体で子ども・若者を見守り、支えるしくみをつくる。 2. すべての子ども・若者の健やかな成長を促進する。 3. 困難を抱える子ども・若者を支援する。 |
|----------------------------|---|

平成29年度事業内容

1 応募条件

社会福祉法人やNPO法人等の営利を目的としない団体で、以下の要件をすべて満たした事業を行っていること（または予定）。

- (1) 子ども・若者ビジョンに掲げる課題解決に向け、次の取組のうち、どれか1つ以上を行うこと。
 - ・ 困難な課題を抱える子どもに対する支援
 - ・ 特別な支援が必要な子どもに対する支援
 - ・ 子どもが安全・安心に過ごせる居場所づくり
- (2) 関係行政機関、学校や保育所等、町内会、自治会、民生委員児童委員、青少年指導員等の地域の人に関わる取組を行うこと。
 - ・ 地域の関係団体等の人、それぞれの立場から活動に参加し、助言を行う等、地域と連携した中で、活動内容の充実が図られる必要がある。
- (3) 年間を通じて日常的・継続的に実施していること。
- (4) 利用者の参加に当たっては、原則として条件を付さないこと。ただし、本事業の目的に沿った条件であると認めた場合はこの限りではない。
- (5) 事業のために使用する場所が継続的に確保されていること。
- (6) 同一会計年度において、補助対象となる連携事業に対して、川崎市及び川崎市が出資する法人等から同種の助成を受けていないこと。

2 補助金上限額

年間を通じて実施する事業に必要な経費の2分の1かつ活動日数に応じた額を限度に、予算の範囲内で交付額を決定する。

区分	A) 月1、2日	B) 週1日程度	C) 週2、3日	D) 週4日以上
補助金上限額	事業実施に必要な経費の1/2かつ 上限20万円	事業実施に必要な経費の1/2かつ 上限40万円	事業実施に必要な経費の1/2かつ 上限60万円	事業実施に必要な経費の1/2かつ 上限80万円

3 補助対象期間

平成29年4月1日～平成30年3月31日

4 補助対象経費

応募事業に直接要する経費のみで、団体の運営維持にかかる費用については補助対象外

- ・ **賃借料、光熱水費**
賃借料については、補助総額の3/4を上限とする。
(補助総額が80万円の場合、60万円までとなる。)
- ・ **講師謝礼等、消耗品費、印刷製本費、通信費**
- ・ **備品購入費**
新規に事業を立ち上げたときに限り対象とし、10万円を上限とする。
- ・ **その他事業実施に必要な経費**

5 審査項目・選考方法

現地確認やヒアリング等により、事業内容の確認を行った上で、以下の審査項目・観点に基づき、審査委員会において、外部有識者の意見も踏まえながら、総合的に選考する。

審査項目	審査の観点
目的との整合性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における子どもの居場所づくりを促進するものであるか。 ・ 地域社会全体で子どもを見守り、支える仕組みであるか。 ・ 子どもの健全な育成が図られるようなものであるか。
事業の具体性 ・ 公益性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業内容が抽象的ではなく具体的であるか。 ・ 事業内容が公益性の高いものであるか。
補助の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営団体の財務状況から、公費支出の必要性があるか。
事業の実現性 ・ 継続性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業内容、費用その他の観点から、実現性・継続性があるか。
事業のPR 効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業にオリジナリティがあり、魅力のあるものであるか。 ・ 先例となるような事業であるか。

今後のスケジュール(予定)

平成29年2月21日	市政だより・ホームページ掲載、各区役所・市民館・こども文化センター等に募集案内配架
2月21日～3月17日	募集
2月23日	第1回説明会開催（高津区役所）
2月28日	第2回説明会開催（川崎市役所第3庁舎）
3月下旬～4月上旬	選考・交付決定
4月下旬	補助金交付

川崎市地域子ども・子育て活動支援助成モデル事業 中間報告書

平成28年11月

川崎市こども未来局

目 次

I	はじめに	1
II	平成 27 年度事業について	
1	実施状況について	2
	(1) 事業内容	
	①募集時期・期間 / ②周知方法 / ③補助対象団体要件 / ④補助対象期間	
	⑤補助上限額 / ⑥補助対象経費 / ⑦提出書類	
	(2) 補助金交付団体	
	①審査方法 / ②補助金交付団体一覧及び補助確定額	
	(3) 実施結果	
	①取組状況 / ②交付団体や事業募集時の意見	
2	平成 27 年度事業の検証について	4
	(1) 募集から選考までに関すること	
	(2) 募集要件等に関すること	
	(3) 事業の目的に関すること	
3	平成 27 年度事業の課題について	5
	(1) 募集から選考までに関すること	
	(2) 募集要件等に関すること	
	(3) 事業の目的に関すること	
III	平成 28 年度事業について	
1	実施状況について	6
	(1) 事業内容	
	①応募条件 / ②募集時期・期間 / ③周知方法 / ④補助対象団体要件	
	⑤補助対象期間 / ⑥補助区分及び上限額 / ⑦補助対象経費 / ⑧提出書類	
	(2) 補助金交付団体	
	①審査方法 / ②補助金交付団体一覧	
	(3) 実施状況（中間報告）	
	①現地調査の状況 / ②交付団体からの意見	
2	平成 28 年度事業の募集及び選考状況について	12
	(1) 募集から選考までに関すること	
	(2) 募集要件等に関すること	
3	平成 29 年度事業の募集に向けて	12
	(1) 募集から選考までに関すること	
	(2) 募集要件等に関すること	
IV	おわりに	13

I はじめに

都市化の進展に伴い、核家族化や地域との関係が希薄化していること、未婚・晩婚化の進行や共働き世帯の増加により家族形態が変化していること等、子ども・若者を取り巻く環境が変化する中、児童虐待やいじめ、非行やひきこもり、自殺等、子ども・若者をめぐる問題は複雑・深刻化しています。

そのような現状の中、すべての子ども・若者が、夢や希望を持ち、あらゆることに挑戦しながら、次代の担い手として自立できるよう、地域社会全体で子どもの健全な育成を図り、子育て活動を支援していくことが必要です。

「川崎市地域子ども・子育て活動支援助成モデル事業」は、地域と連携して日常的・継続的に子どもの健全育成に資する活動を行う団体等の取組に対し、補助金を交付することにより、地域における子どもの居場所づくりを促進し、地域社会全体で子どもを見守り、安全・安心な環境の中で子どもの健全な育成が図られる制度を構築することを目的に、平成 27 年度から開始いたしました。

今回、これまでの実施状況について検証を行い、平成 29 年度のモデル実施に繋げていくため、中間報告としてまとめました。

II 平成 27 年度事業について

平成 27 年度については、地域と連携して日常的・継続的に子どもの健全育成に資する活動を行う団体等の取組に対して補助金を交付することにより、地域における子どもの居場所づくりを促進し、地域社会全体で子どもを見守り、安全・安心な環境の中で子どもの健全な育成が図られることを目的に、事業を実施しました。

1 実施状況について

平成 27 年度事業内容及び補助金交付団体、実施結果については、次のとおりです。

(1) 事業内容

① 募集時期・期間

平成 28 年 1 月 12 日～平成 28 年 2 月 3 日

② 周知方法

市ホームページ掲載、市内公共施設に募集案内配布、平成 28 年 1 月 21 日に説明会開催

③ 補助対象団体要件

市内で子ども（20 人以上）を対象とした子どもの健全育成活動を日常的かつ継続的に実施している団体等で、次の要件をすべて満たしていること。

- ・ 営利を目的としない団体等であること。
- ・ 町内会・自治会、民生委員児童委員、学校関係者等の地域の関係者・団体が運営に関わっていること。
- ・ 利用者の参加にあたっての一定の条件を付さないこと（学童期・思春期等、年齢による条件は可）。
- ・ 継続的に利用できる固定の活動場所を確保していること。
- ・ 年間 200 日程度活動していること。
- ・ 平成 27 年度において、川崎市及び川崎市出資法人から同種の助成を受けていないこと。

④ 補助対象期間

平成 28 年 1 月～3 月

⑤ 補助上限額

補助対象経費の 2 分の 1 かつ 100 万円を限度とする。

⑥ 補助対象経費

- ・ 活動場所の賃借料（共益費を含む。）
- ・ 活動場所の光熱水費
- ・ 地域との交流を目的とした活動に係る経費
- ・ 活動場所の安全対策に係る補修・設備設置に関する経費

⑦ 提出書類

- ・ 地域子ども・子育て活動支援助成モデル事業補助金交付申請書（第 1 号様式）
- ・ 団体等の定款、規約・会則等、及び役員等名簿

- ・ 運営マニュアル等
- ・ 前年度の活動報告書（避難訓練等の実績を含む。）、収支決算書
 - ※ 定期的に発行している「たより」等、活動実績がわかるもの
- ・ 事業計画書（活動日数、事業計画等）
- ・ 収支予算書
 - ※ 活動場所の賃借料の補助を受ける場合は、契約書の写し（賃借料がわかるもの）
 - ※ 光熱水費の補助を受ける場合は、前年度1年間の支払い実績（前年度の実績がない場合は、当該年度のこれまで支払った実績）
 - ※ 地域交流活動経費積算書（事務費、消耗品費、材料費等）
 - ※ 活動場所の安全対策に係る補修費等経費の補助を受ける場合は、見積書
- ・ 利用者向け事業案内等
- ・ 活動場所の平面図等
- ・ 責任者・指導者の配置表（1か月分）

(2) 補助金交付団体

① 審査方法

- ・ こども本部子育て施策部長、子育て施策部こども企画課長、子育て施策部青少年育成課長、こども支援部こども福祉課長、児童家庭支援・虐待対策室担当課長を構成員とする選定委員会において選考した。
- ・ 補助対象となる取組要件に合致しているか要件審査を行った後、利用対象とする子どもの区分、利用可能時間、利用可能日、地域向け広報の実施状況、地域の関係者・団体との連携事業等の内容について、採点を行った。

② 補助金交付団体一覧及び補助確定額

- ・ 11 団体から応募があり、10 団体を選定した。

	団体名	活動場所	補助確定額
1	学童保育小田中ホールわいわいクラブ	中原区上新城 1-2-28-302	265,500 円
2	学童ほいくオカリナ	高津区千年 792-4 2 階	274,900 円
3	子母口学童保育たんぽぽ	高津区子母口 421-104	229,200 円
4	一社) 学童保育ひだまり	宮前区南平台 3-34 2 階	138,100 円
5	自主学童保育ささのはクラブ	宮前区野川 3214-3	277,000 円
6	自主共同花の台学童保育ホール	宮前区有馬 2-9-4 1 階	332,100 円
7	学童ホール支援グループ	多摩区菅馬場 1-23-27	190,900 円
8	特非) 遊び舎	多摩区生田 8-1-1-101	108,000 円
9	中野島学童ホール	多摩区中野島 4-24-7-1	254,000 円
10	福) 厚生館福祉会愛児園学童ホール	多摩区菅稲田堤 1-10-2	525,000 円

(3) 実施結果

① 取組状況

- ・ 交付団体のほとんどが、週 5～6 日、年間 250～300 日、固定の場所で小学生を対象とした子どもの預かり事業を行っていた。
- ・ 多くの交付団体において、団体の運営そのものに町内会役員や青少年指導員等の関わりがあった。これまでそのような関わりを持っていなかった団体も、本モデル事業を契機に、運営体制を見直す等の対応を行った。
- ・ 不特定多数を対象とした、地域における居場所づくりを行う団体のほか、定期的にイベントを開催し、地域に活動場所を開放している団体もあった。
- ・ 町内会と連携したイベントの開催や定期的な地域の清掃活動等、地域の様々な人との関わりの中で、子どもの預かり事業を実施している団体があった。

② 交付団体や事業募集時の意見

- ・ 年間計画の中で事業を実施している中で、募集期間が短かったため、対象となる期間中に良い提案事業が挙げられなかった。
- ・ 補助対象期間が短かったため、交付額が少なかった。
- ・ 「年間 200 日程度」という要件は厳しい。
- ・ 団体の運営そのものに町内会等の地域が携わっている必要があるのか。事業を行う上で関わっていれば良い。
- ・ 固定の活動場所を確保している団体は少ない。

2 平成 27 年度事業の検証について

募集から選考まで、募集要件等、事業の目的、それぞれについて、次のとおり検証を行いました。

(1) 募集から選考までに関すること

- ・ 主に、利用可能時間や利用可能日等、日常的・継続的に子どもの居場所づくりを行っているかといった点を重視し、年間を通じて活動している団体を選定した。
- ・ 要綱制定等、事業構築に時間を要し、募集開始時期が遅れ、1 月になったことにより、十分な周知期間を取ることができなかったことから、補助対象期間が短期間になるとともに、応募の段階で団体の活動内容が一分野に偏る状況となった。

(2) 募集要件等に関すること

- ・ 活動日数、活動場所の固定についての要件設定が厳しかったことも、応募団体の活動内容が一分野に偏る状況の要因であった。

(3) 事業の目的に関すること

- ・ 地域との交流を目的とした活動については、地域におけるイベント開催やイベントへの参加をした団体が多くあり、活動そのものに地域が携わることで、子どもの居場所づく

りを行ったという点について、今後の地域との連携に向けた取組のきっかけになったと考える。

3 平成 27 年度事業の課題について

平成 27 年度事業を検証した結果、次の 3 つの課題に整理しました。

(1) 募集から選考までに関すること

- ・ 幅広い分野から多くの応募を促すため、様々な媒体を活用し事業の周知を図る必要があるとともに、事業成果を高めていくためにも補助対象期間を広げる必要があることから、次年度は可能な限り早期に募集を開始する必要がある。

(2) 募集要件等に関すること

- ・ 活動日数や活動場所、地域との連携のあり方等の要件について、見直しを図る必要がある。

(3) 事業の目的に関すること

- ・ 地域との連携の中で、実施する取組がさらに充実されるよう、要件等の見直しを図る必要がある。

Ⅲ 平成 28 年度事業について

平成 28 年度については、平成 27 年度からの目的はそのままに、本市の子ども・若者の育成・支援を総合的に推進するため、平成 28 年 3 月に策定した、川崎市子ども・若者ビジョンの 3 つの基本的な方向性（※）の具現化に向け、その一助を担う団体の育成及び支援を行うとともに、新規団体の参画を促すことを新たに目的に加え、事業を実施しました。

※ 川崎市子ども・若者ビジョンの基本的な方向性

「地域社会全体で子ども・若者を見守り、支えるしくみをつくる」

「すべての子ども・若者の健やかな成長を促進する」

「困難を抱える子ども・若者を支援する」

1 実施状況について

平成 28 年度事業内容及び補助金交付団体、実施状況については、次のとおりです。なお、川崎市子ども・若者ビジョン策定に伴う変更や平成 27 年度事業における課題点を踏まえた上で、制度構築を図りました。

(1) 事業内容

① 応募条件

- 川崎市子ども・若者ビジョンに掲げる課題解決に向け、次の取組を行っている。
 - ・ 困難な課題を抱える子どもに対する支援を行っている（または予定）。
 - ・ 特別な支援が必要な子どもに対する支援を行っている（または予定）。
 - ・ 子どもが安全・安心に過ごせる居場所づくりを行っている（または予定）。
- 行政・関係機関や、町内会・自治会、民生委員児童委員、青少年指導員等の地域の人が活動に関わっている。
 - ・ 地域の関係団体等が、それぞれの立場から活動に参加し、助言を行う等、地域と連携した中で、活動内容の充実が図られている（または予定）。

【平成 27 年度からの変更点】

■ 川崎市子ども・若者ビジョン策定に伴う変更

- ・ 平成 28 年度事業の目的に、平成 28 年 3 月に策定した川崎市子ども・若者ビジョンの基本的な方向性に関する視点を追加したことから、ビジョンに掲げる課題解決に向けた取組を行っていること等の応募条件を設定した。

■ 地域との連携方法の変更（⇒P5 II3(3)）

- ・ 活動そのものに地域の人に関わることで、地域社会全体で子どもの健全な育成が図られることを推進するため、地域の関係団体等がその立場で活動に関わること等について、応募条件を設定した。

② 募集時期・期間

平成 28 年 5 月 24 日～6 月 20 日

【平成 27 年度からの変更点】

■ 早期募集開始及び十分な募集期間の確保 (⇒P5 II3(1))

- ・可能な限り募集開始時期を早め、補助対象期間を広げた。
- ・募集期間については約 1 か月の期間を設けた。

③ 周知方法

市政だより 5 月 21 日号掲載、市ホームページ掲載、タウンニュース掲載、市内公共施設に募集案内配布、平成 28 年 6 月 3 日に説明会開催

【平成 27 年度からの変更点】

■ 広報の充実 (⇒P5 II3(1))

- ・市政だよりへの掲載をはじめ、民間の情報紙への掲載等、様々な媒体を活用した広報活動を行った。

④ 補助対象団体要件

市内で地域と連携して子どもの健全育成に資する活動を、年間を通じて日常的・継続的に実施している団体等で、次の要件をすべて満たしていること。

- ・社会福祉法人やNPO法人等、営利を目的としない団体等であること。
- ・事業実施にあたり、行政・関係機関や、町内会・自治会、民生委員児童委員、青少年指導員等の地域の関係者・団体が関わっていること。
- ・利用者の参加にあたっては原則一定の条件を付さないこと。ただし、本事業の目的に沿った条件であると認められる場合はこの限りではない。
- ・継続的に利用者が利用できる活動場所を確保していること。
- ・当該会計年度内に、補助対象となる事業に対し、川崎市及び川崎市出資法人等から同種の助成を受けていないこと。

【平成 27 年度からの変更点】

■ 地域との連携方法の変更 (再掲⇒P5 II3(3))

- ・活動そのものに地域の人に関わることで、地域社会全体で子どもの健全な育成が図られることを推進するため、地域の関係団体等がその立場で活動に関わること等について、応募条件を設定した。

■ 活動場所の要件変更 (⇒P5 II3(2))

- ・活動場所については、固定されていなくとも、継続的に利用できている場所を確保できていれば可とした。

⑤ 補助対象期間

補助金決定月である平成 28 年 7 月～平成 29 年 3 月

【平成 27 年度からの変更点】

■ 補助対象期間の拡充 (⇒P5 II3(1))

- ・ 前年度の実施状況を鑑み、4 月以降に事業の見直しを図ったことにより、夏休み期間を含めた 9 か月間に拡充した。

⑥ 補助区分及び上限額

補助区分	A 区分	B 区分
補助額決定にあたっての条件	年間を通じて、日常的・継続的に (年間 200 日以上) 活動している。	左記の要件を満たしていない場合でも、本事業の目的に合致し、先例となるような取組 (新規事業可) である。
補助額	事業実施に必要な経費の 1/2 かつ上限 80 万円	事業実施に必要な経費の 1/2 かつ上限 40 万円

【平成 27 年度からの変更点】

■ 活動日数に応じた補助区分の設定 (⇒P5 II3(2))

- ・ 活動日数条件の下限を年間 200 日程度としたことについては、様々な分野の団体からの応募を促すには要件設定が厳しかったことから、新たに 200 日以上活動を行っていない場合でも、本事業の目的に合致する先例的な取組を行っている場合に対象とする B 区分を設定した。

⑦ 補助対象経費

応募事業に直接要する経費のみとし、次に掲げるもの。団体の運営維持にかかる費用は対象外。

- ・ 事業実施に必要な場所の賃借料・光熱水費 (共益費を含む。)
- ・ 講師謝礼等 (団体の構成員に対する賃金等は対象外)
- ・ 消耗品費・印刷製本費・通信費
- ・ その他事業実施に必要な経費

【平成 27 年度からの変更点】

■ 川崎市子ども・若者ビジョン策定に伴う変更

- ・ 平成 28 年度事業の目的に、ビジョンの基本的な方向性に関する視点を追加したことから、ビジョンに掲げる課題解決に向けて提案された事業に直接要する費用を対象経費とした。

⑧ 提出書類

- ・ 地域子ども・子育て活動支援助成モデル事業補助金交付申請書 (第 1 号様式)
- ・ 地域子ども・子育て活動支援助成モデル事業計画書 (第 2 号様式)

※ 計画書に記載した内容がわかる書類（チラシやたより等の広報、既存事業の場合は事業報告書等）を添付すること。

- ・ 計画書記載の事業内容に関わる収支計算書

※ 積算根拠を示す関係書類（賃借料の場合は契約書等、光熱水費の場合は前年度の領収書等）を添付すること。

- ・ 団体等の定款、規約・会則等
- ・ 団体の平成 27 年度収支決算書、平成 28 年度収支予算書

【平成 27 年度からの変更点】

■ 川崎市子ども・若者ビジョン策定に伴う変更

- ・ 川崎市子ども・若者ビジョンに掲げる課題解決に結びつく事業であるかどうかを審査するため、団体の年間事業計画ではなく、対象となる事業に係る事業計画書の提出を求めることとした。

(2) 補助金交付団体

① 審査方法

- ・ こども未来局青少年支援室長、総務部企画課長、青少年支援室事業調整担当課長、青少年支援室子どもの権利担当課長、青少年支援室青少年育成担当課長、青少年支援室施設指導・調整担当課長、こども支援部こども家庭課長、こども支援部こども保健福祉課長、児童家庭支援・虐待対策室担当課長を構成員とする選考委員会において選考した。
- ・ 応募条件及び補助の対象となる団体要件に合致しているかの要件審査を行った後、次の審査項目、審査の観点に基づき審査を行った。

<審査項目及び審査の観点>

審査項目	審査の観点
目的との整合性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における子どもの居場所づくりを促進するものであるか。 ・ 地域社会全体で子どもを見守り、支える仕組みであるか。 ・ 子どもの健全な育成が図られるようなものであるか。
事業の具体性・公益性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業内容が抽象的ではなく具体的であるか。 ・ 事業内容が公益性の高いものであるか。
補助の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営団体の財務状況から、公費支出の必要性があるか。
事業の実現性・継続性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業内容、費用その他の観点から、実現性・継続性があるか。
事業のPR効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業にオリジナリティがあり、魅力のあるものであるか。 ・ 先例となるような事業であるか。

【平成 27 年度からの変更点】

■ 川崎市子ども・若者ビジョン策定に伴う変更

- ・ 川崎市子ども・若者ビジョンに掲げる課題解決に結びつく事業を提案してもらうため、上記の審査項目・審査の観点については募集段階から公表することとした。

■ 審査方法等の変更

- ・ 昨年度は、利用可能時間や曜日等についての基準点を設定し採点を行ったが、今年度は、上記審査項目・審査の観点に基づく採点を行った。

② 補助金交付団体一覧

- ・ 22 団体から応募があり、18 団体（A 区分 12 団体、B 区分 6 団体）を選定した。
- ・ A 区分での交付団体 12 団体の内訳については、9 団体が週 5～6 日、年間 250～300 日、固定の場所で小学生を対象とした子どもの預かり事業、2 団体が未就学児までを対象とした居場所づくり事業、1 団体が不登校児等を対象とした学習支援事業となっている。
- ・ B 区分での交付団体 6 団体の内訳については、子ども食堂が 3 団体、学習支援事業が 2 団体、子ども向け図書館事業が 1 団体となっている。

	団体名	活動場所	区分	活動内容
1	自主共同花の台学童保育ホール	宮前区有馬 2-9-4 1 階	A	小学生を対象とした子どもの預かり事業
2	学童保育小田中ホールわいわいクラブ	中原区上新城 1-2 -28-302	A	小学生を対象とした子どもの預かり事業
3	子母口学童保育たんぽぽ	高津区子母口 421- 104	A	小学生を対象とした子どもの預かり事業。別途 12、2 月に子ども食堂事業を実施予定
4	特非) ワーカーズ・コレクティブキャンディ	宮前区宮崎 175-62 3 階	A	小学生を対象とした子どもの預かり事業
5	中野島学童ホール	多摩区中野島 4-24 -7-1	A	小学生を対象とした子どもの預かり事業
6	自主学童保育ささのはクラブ	宮前区野川 3214-3	A	小学生を対象とした子どもの預かり事業
7	認定 NPO) 教育活動総合サポートセンター	高津区下作延 5-11 -8	A	小～高校生までの不登校児や特別支援学級児等を対象とした学習支援事業
8	学童保育オカリナ	高津区千年 792-4 2 階	A	小学生を対象とした子どもの預かり事業
9	学童ホール支援グループ	多摩区菅馬場 1-23 -27	A	小学生を対象とした子どもの預かり事業。別途、月 1 回子ども食堂事業を実施
10	虹の会	麻生区白山 1-1-5 白山愛児園地域交流スペース	B	児童養護施設内の地域交流スペースにおいて、子ども向け図書館事業を実施
11	あらぐさこども食堂	中原区下小田中 1- 5-1 あらぐさ教室	B	学習支援実施場所において、子ども食堂事業を実施
12	特非) ままとんきっず	多摩区布田 24-26	A	乳幼児親子を対象とした居場所の提供

	団体名	活動場所	区分	活動内容
13	特非) ぐらすかわさき	多摩区登戸 2258 「遊友ひろば」	B	小4～中学生を対象とした学習支援事業
14	福) 川崎聖風福祉会	川崎区田島町 20-10 かわさき障害者福祉施設たじま内	B	障害者福祉施設内において、子ども食堂事業を実施
15	おいでおいでルーム	中原区下新城 2-7-30 1階	A	乳幼児親子を対象とした居場所の提供
16	特非) キーパーソン 21	中原区新丸子東 2-907-704	B	生活保護世帯の中高生を対象とした学習支援事業
17	福) 厚生館福祉会	多摩区菅稲田堤 1-10-2	A	小学生を対象とした子どもの預かり事業。別途、定期的に子ども食堂事業を実施予定
18	福) 青丘社	川崎区桜本 1-8-10	B	障害者の就労支援も兼ねた子ども食堂事業

(3) 実施状況（中間報告）

補助金交付団体に対し、現地調査を行うとともに、ヒアリングを実施しました。

① 現地調査の状況

- 小学生を対象とした子どもの預かり事業を行う一方で、すでに地域で子ども食堂を実施している団体との連携により、子ども食堂を開催している団体もある。地域からのボランティア協力を得る等、地域の活動拠点として、広がりが期待されている。
- 未就学児までを対象とした居場所づくり事業や子ども向け図書館事業については、近隣に特別養護老人ホーム等があり、高齢者と子どもが普段から気軽に交流を図っている等、地域における多世代交流の場としての役割を担っている。
- 今回、交付団体となった子ども食堂については、いずれの団体も今年度から新たな取組として実施しているものである。月1～2回実施しており、障害者やひきこもりの若者が食事を提供する等、就労支援を兼ねていたり、退職後の栄養士や保育士等がボランティア参加等、地域人材の掘り起こしがされていたり、地域社会全体で、子どもたちを支え・見守る取組となっている。
- 子ども食堂については、多世代交流のほか、支援物資の提供や調理ボランティアの申し出等、地域住民がつながる・集う場として、広がり始めている。
- 今回、交付団体となった学習支援事業については、いずれの団体も既存事業であるものの、生活保護世帯の受入を他区にも広げたり、地域のボランティアによる軽食の提供を始めた等、地域社会全体で、子どもたちを支え・見守る取組となっている。
- 子ども食堂や小学生までの預かり事業については、近隣の高校生や大学生等、若者がボランティアとして参加する活動も見られ、若者の社会参加への一助となっている。

② 交付団体からの意見

《募集に関すること》

- ・ 申請書の書き方が難しい。その他様々な事業を実施している場合、全体の予算書の中に該当事業の金額を明示するのが難しい。
- ・ 応募の発表や募集案内の入手方法が分かりにくい。もう少し余裕がほしい。

《補助対象経費、期間に関すること》

- ・ 補助金の使途が限定されているため、初期投資の物品を揃えるために、持ち出し費用が発生してしまい、活動に制約が出る。備品購入費も補助対象としてほしい。
- ・ 固定費（家賃や水道光熱費）の補助により、安定した運営やその他の事業の充実が可能となるため、ありがたい。
- ・ 固定費に使える割合を増やしてほしい。人件費に対しても補助してほしい。

《補助区分及び上限額に関すること》

- ・ 子ども食堂のような事業を立ち上げる場合、配食の予定数量を見込むのが難しい。
- ・ 本事業の趣旨に該当する事業を他にも実施しているので、それぞれ助成してもらえるとありがたい。
- ・ 必要経費の2分の1補助となっているが、補助割合を大きくしてほしい。

《補助の効果に関すること》

- ・ 補助金交付により、事業内容の充実を図ることができたため、結果として、利用者の拡大やきめ細かく子どもに寄り添った対応ができるようになった。

《その他意見》

- ・ 実際に子ども食堂を始めてみて、自分もやりたいという見学者がたくさん来られるが、物資やメンバーは揃うものの、場所の確保が難しいという人が多い。公的施設の会場提供や開設相談窓口の設置等の取組も進めてほしい。

2 平成 28 年度事業の募集及び選考状況について

平成 28 年度事業の募集及び選考状況について、次のとおりとなりました。

(1) 募集から選考までに関すること

- ・ 年度当初からの制度設計により 9 か月という補助対象期間となったが、平成 27 年度事業より募集開始を早めたこと、補助対象期間を長くしたことから、昨年度より多くの団体からの応募があった。
- ・ 審査については、審査項目や審査の観点を募集段階から公開することで、一定程度の公平性を担保することができた。

(2) 募集要件等に関すること

- ・ 川崎市子ども・若者ビジョンの基本的な方向性に関する視点を募集要件等に入れたことにより、要件の趣旨に即した、ビジョンに掲げる課題解決に向けた取組を行う団体の応募が多数あった。

- ・ A・B区分を設けたことにより、昨年度より幅広い分野からの応募があった。
- ・ 今年度応募があった団体は、既存事業を発展させた提案をした団体や、団体所有の場所を活用して新規に事業の提案をした団体のみであり、新たに団体を立ち上げて提案をした、といったケースはなかった。
- ・ 交付団体の補助対象経費の内訳の中では、家賃の占める割合が高い団体が多く、地域と連携した取組を行っているものの、その取組に関する経費が見えにくい状況がある。

3 平成 29 年度事業の募集に向けて

平成 28 年度事業の募集及び選考状況から、次年度の募集に向けて、現時点での課題を整理しました。

(1) 募集から選考までに関すること

- ・ 平成 29 年度のモデル事業については、1 年を通して安定的な事業を実施できるよう、平成 28 年度内に募集を開始する必要がある。
- ・ 審査・選考にあたり、さらなる公平性が担保されるよう、市職員以外の外部の意見を聴く必要性について、検討する必要がある。

(2) 募集要件等に関すること

- ・ 要件を満たす団体については可能な限り多く選定できるように、A・B各区分の要件及び上限額について検討する必要がある。
- ・ 新規団体の参画を促すため、新規事業を立ち上げる際、最も難しい場所の確保について、市としてできる対応策があるか検討する必要がある。
- ・ 地域と連携した取組の実施が明確化されるように、その仕組みを検討する必要がある。
- ・ 初期投資費用がかかる新規事業を立ち上げる場合について、補助対象経費を検討する必要がある。

IV おわりに

平成 29 年度については、これまでの課題を踏まえ、応募条件や対象経費、補助区分等、実施内容を再検討し、より良い制度の構築を目指してまいります。